

子ども・子育て支援交付金(地域子育て支援拠点事業に係る分)の交付が過大

1 件 不当金額(支出) 5 4 2 万円
(前年度 1 件 4 9 6 万円)

1 交付金の概要

地域子育て支援拠点事業(拠点事業)は、市町村(特別区及び一部事務組合を含む。)が実施主体となり、乳幼児及びその保護者が相互の交流を行う場所(地域子育て支援拠点)を開設して、子育てについての相談、情報の提供、助言その他の援助を行う事業であり、国は、市町村(特別区を含む。)に対して、子ども・子育て支援交付金(地域子育て支援拠点事業に係る分)を交付して、拠点事業に要する費用の一部を補助している。

「地域子育て支援拠点事業の実施について」等によれば、拠点事業の実施に当たっては、開設時間中に専任の者を2名以上配置することなどが実施要件とされている。

「平成27年度子ども・子育て支援交付金の交付について」等によれば、交付金の額は、地域子育て支援拠点の開設日数等の区分により定められた基準額と対象経費の実支出額を比較して少ない方の額と、総事業費から寄附金その他の収入額を控除した額とを比較して少ない方の額(基本額)に国の負担割合1/3を乗ずるなどして得た額とすることとされている。

2 検査の結果

長崎県大村市は、平成27、28両年度に、8か所の拠点事業に係る基本額を計1億1870万円として長崎県に事業実績報告書を提出して、これにより交付金計3956万円の交付を受けていた。

しかし、同市は、交付金の交付額の算定に当たり、1か所の地域子育て支援拠点において、開設時間中に専任の者を2名以上配置しておらず実施要件を満たしていないのに、これに係る基準額を拠点事業全体の基準額に含めていたため、基本額が1626万円過大に算定されていた。

したがって、これに係る交付金542万円が過大に交付されていて、不当と認められる。

部局等	補助事業者等 (事業主体)	補助事業等	年度	事業費	左に対する 国庫補助金 等交付額	不当と認め る事業費	不当と認め る国庫補助 金等相当額
長崎県	大村市	子ども・子育て支援 交付金(地域子育て 支援拠点)	平成 27、28	1億1870万 円	3956万 円	1626万 円	542万 円